

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

令和8年7月31日公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について公表します。

1. 男性職員の子育て目的の休暇等の取得(R7年度 目標100%)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配偶者出産休暇	50.0%	100.0%	100.0%	85.7%	100%
育児参加休暇	50.0%	0.0%	0.0%	14.3%	33%

※「―」は対象者なし

【課題分析】
対象職員の把握ができ次第、担当から制度に関する説明等を丁寧に行っており、引き続き取得率100%を目指します。
令和7年度は育児参加休暇の取得前に育児休業を取得した職員がおり、その者を除外した場合の育児参加休暇取得率は50%となります。

2. 男性職員の育児休業の取得(R7年度 男性の取得率 目標 85%)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
育児休業	0.0%	0.0%	100.0%	57.1%	33.3%

※「―」は対象者なし

【課題分析】
対象職員の把握ができ次第、担当から制度に関する説明等を丁寧に行っており、引き続き取得率100%を目指します。
令和7年度は対象者3人中1人の取得にとどまっており、今後も取得率向上に努めていくこととします。

3. 超過勤務の縮減(原則、月45時間、年間360時間以内を目標)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1人当たり月平均	10.2時間	12.4時間	11.5時間	12.6時間	10.3時間

【課題分析】

毎月の時間外勤務実績報告時に前年度比10%を超える課には理由を報告するよう義務付けており、毎月一部職員へ時間外勤務が偏らないよう人事部局により管理を行っています。
今後も毎月のチェック体制を強化することにより、長時間勤務の常態化を防ぐように努めることとします。

4. 年次有給休暇の取得(年間平均10日以上を取得を目標)

区分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
1人当たり取得日数	10.3日	10.3日	10.7日	11.7日	11.5日

【課題分析】

年間平均取得日については目標を達成できています。
今後も取得率の向上に努めていくこととします。

5. 全職員に占める女性職員の割合(男女の均衡がとれた状態となるよう努める)

(各年度4月1日現在)

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
女性職員の割合	33.6%	34.5%	35.1%	33.9%	34.6%

【課題分析】

職種により応募者の男女比が偏る傾向はありますが、本町では性別を問わない募集を実施しています。
また、男女ともに働きやすい環境を作っていくことで、男女を問わず望む職種に応募できるよう努めます。